## 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成29年4月27日(木)

午前10時

場 所 第1委員会室

## ~審査内容~

1 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定につ いて

## 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例検討事項

## 民生福祉常任委員会

第1条	【条例の目的】	
	・新条例の目的「生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与」 ・特措法の目的「空家の適正な管理」に加え、「あわせて空家等の活用を促進するため、…地域の振興に寄与」	
	・特措法の目的「空家の適正な管理」に加え、「あわせてる	空家等の活用を促進するため、…地域の振興に奇与」
	検討点	執行部に説明を求める事項
	・新条例の目的が旧条例と変わっていない。	・新条例の目的に「空家の利活用」を規定していない理
	・特措法では、「空家の利活用」も目的の一つとなってお	由は何か。
	り、新条例の目的に「空家の利活用」を追加する必要 があるのではないか。	
第2条	【定義】 ・特・マ・空・空・空・音・1・『国辺の先近環境の保入も図えために投票することがで海辺でもる保管によるよ初められ	
	・特 定 空 家 等・・・『周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等』	
	・管理不適切空家等・・・『周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等(特定空家等を除く)』	
	検討点	執行部に説明を求める事項
		・特定空家等と管理不適切空家等の違いは何か。
	ぼす空家』でありながら、『放置することが不適切では	
	ない状態』=『放置しても問題のない空家』となるの	
	ではないか。	
	・第9条に管理不適切空家等に対し、情報の提供又は助	
	言若しくは指導とあるが、どのような指導を行うのか。	
第8条	【協議会委員の構成】	
	・第2項「法に規定する者のうちから市長が委嘱する」	
	・第5項「協議会の組織について必要な事項は規則で定める」	
	検討点	執行部に説明を求める事項
	・具体的に規定されていない。ある程度具体的に条例で	・どのような人を想定しているのか。
	規定すべきではないか。	・規則に規定するのか。
	【規則委任】	
	・第5項「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」	
	・特措法第7条第3項「協議会の運営に関し必要な事項は	、協議会で定める」
	検討点	執行部に説明を求める事項
		・協議会の運営について規則委任しているのはなぜか。
	るべきではないか。	
第9条	【情報の提供の時期】	
	・法の規定により空家等の調査をした場合に情報の提供等	を行うことができる
	検討点	執行部に説明を求める事項
	・実施時期が限定されているが、随時行う必要があるの	・法の規定による調査を行った場合以外に情報提供は行
	ではないか。	わないのか。
	【支援】	
	・旧条例第13条「必要な支援」、特措法第12条「必要な援助」	
	・新条例「情報の提供又は助言若しくは指導」	
	検討点	執行部に説明を求める事項
	・旧条例の「必要な支援」が、新条例では削除されてい	・「必要な支援」をなぜ削除したのか。
	る。市の姿勢として後退しているのではないか。	
その他	【基本理念】	
	・新条例は、特措法に規定されていない管理不適切空家等	
	<ul><li>し、改正しているが、上乗せをする理由が明記されていない。</li><li>・他市では、空家対策に関する基本理念を条例に規定しているところもある。</li></ul>	
	・他市では、空家対策に関する基本埋念を条例に規定して 検討点	. いるところもある。 執行部に説明を求める事項
	・本市も基本理念を規定すべきではないか。	・空家対策に関して、市に基本理念はあるのか。
	1 11 0 21 1 - 11 C 790/C / C C 16 6 C N 0	

(平成29年3月16日の委員会記録抜粋)

- 矢田松夫副委員長 意味が分かった。だけど今回の条例改正のメインは議案3 0号の頭に書いてあるように、空き家対策等の推進に関する協議会を作るというのが大体メインなんよね。そうであれば、この8条のところ、さっきから意見が出ているように、特措法の左を見よと書いているわけよね。そんなことを書くよりは具体的にさっき言われたように、例えば山陽小野田市版の条例を作るんだから山陽小野田警察署とか山陽小野田・宇部消防署とか具体的なものを入れないと分からんやろ。例えば法第7条の2項に規定するもののうちからと書いてある。なら左見ないけんやろ。左書くの、書かんやろ、特措法は、条例の中に。だから例えば宇部の協議会のメンバーは具体的に書いてあるわけよね。市長、自治連合会、民生委員児童協議会、山大の準教授、弁護士、建築士会、宅建土地、宇部警察署、宇部・山陽小野田消防局と。ここに入れればいいじゃない。個人名は別にいいんだから。違いますか、僕が言っているのは。
- 佐久間市民生活部長 具体的に書けないこともないんですけれど、書いてある市もあるとは思うんですけど、山陽小野田の場合は流動的な部分もありますし、絶対にこの人をということを書くことは避けて、この法の中の7条の2項の中で市長が委嘱するということで、含みを持たせているという部分もあります。それを明確にしていって、この方というそこまで書かないで市長が必要に応じて、公募委員が何人か、誰がいいのかというのは、原案は当然あるわけですけど、7条2項の中において、その枠において市長が定めていくという条例にしているということです。
- 下瀬俊夫委員長 ただ、8条2項でいえば、委員(市長を除く)というのはど う見たって市長は除くと読めるわけでしょ。(発言する者あり)いやいや、 そうです。だから書き方をもっと工夫せんと。
- 吉永美子委員 含みを持たせるとかいろいろ言われていますけど、ではどうい う方々に来ていただきたいという思いはないんですか。なぜ10人と出 ているのですか。
- 井本市民生活部次長兼生活安全課長 生活安全課のほうで持っている案でございますが、市長、司法書士、法務局職員、宅地建物取引業者、建築士、消防職員、それと公募の市民の方々でございます。

- 吉永美子委員 そうすると公募といえば当然市民が入るんですけども、自治会というところは全く外して、そこに住んでおられる方、だからいろいろな情報が入りやすい方々になるわけでしょ。例えば先ほど申し上げた篠山市のような自治会長会から推薦を受けたものと具体的に書いてありますけど、自治会ということは全く考えておられないということですかね。市民としては公募しか考えていないということですか。
- 井本市民生活部次長兼生活安全課長 現在のところは公募でいきたいと考えて おります。
- 吉永美子委員 いろいろな情報をくださるわけでしょ。そうするとやはり自治 会抜きには成り立たない部分というのも多々ありませんか。
- 佐久間市民生活部長 自治会の件ですけれど、今、協議会のほうは専門的な知 見ということで、ずらっと言ったと思うんですけれど、自治会の実態調 査も含めた自治会に参考に意見を聞くと、周辺の状況を聞くということ は個別にたくさんあると思うんですけれど、この協議会の中には現在の 案では今言いましたメンバーであって、今は入れていないということで あります。それはこのように条例に書いていませんので、当然新市長の 意向もあるかもしれませんし、ほかの条例でもあると思うんですけど、 学識経験者とか書いてあるだけで人数まで決めているとか、地域の代表 と仮にあってもそれが女男連なのか何なのかとかそこまで書くのではな くて、そういう形の中で構成については書いているということで自治会 についても当然御協力いただくし、情報も頂くし、一番地域の情報をよ く知っておられますので、それは当然なんですけど今の協議会の中には 専門的な知見を持った者ということで現段階では考えていないと、ただ 状況によっては条例のほうで個別に定めていませんので公募委員が少な ければもう一人追加しようとかいろいろな案は出てくると思うんですけ れど、そういう状況ということです。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則(案)

山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成24年山陽小野田市規則第73号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律 第127号。以下「法」という。)及び山陽小野田市空家等対策の推進に関す る条例(平成28年山陽小野田市条例第 号。以下「条例」という。)の施行 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

- 第2条 市民等は、条例第6条の規定により情報を提供しようとするときは、 空家等情報提供書(様式第1号)を市長に提出する方法その他適宜の方法に より行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を 受けた空家等に関し、空家等管理台帳(様式第2号)を作成するものとする。 (立入調査)
- 第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第3号)により行うものとする。
- 2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第4号)とする。 (特定空家等の通知)
- 第4条 市長は、空家等が法第2条第2項の特定空家等であると認めるときは、 当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空 家等の所有者等(空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)であること を、特定空家等該当通知書(様式第5号)により当該特定空家等の所有者等 に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知する ことができないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の 所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るた めに必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家 等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書(様

式第6号)により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

- 第5条 法第14条第1項及び条例第9条の助言は、口頭で行うことができる ものとする。ただし、当該助言の相手方から求めがあった場合又は必要があ ると認める場合は、文書その他の方法により行うものとする。
- 2 法第14条第1項の指導は、同項の助言を行った場合で特定空家等の状態 に改善が認められないとき、又は同項の助言ができないときに、指導書(様 式第7号)により行うものとする。
- 3 条例第9条の指導は、同条の助言を行った場合で改善が認められないとき、 又は同条の助言ができないときに、空家等適正管理指導書(様式第8号)に より行うものとする。

(勧告)

- 第6条 市長は、法第14条第2項の規定により勧告を行おうとするときは、 あらかじめ条例第8条第1項の山陽小野田市空家等対策協議会(以下「協議 会」という。)の意見を聴くものとする。
- 2 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

(命令)

- 第7条 法第14条第3項の規定による命令は命令書(様式第10号)により 行うものとする。
- 2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第11号) とする。
- 3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第12号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出しなければならない。ただし、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第13号)により請求する場合は、この限りではない。

- 4 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(様式第14号)により行うものとし、同項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例(平成17年山陽小野田市条例第3号)に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。
- 5 法第14条第11項の標識は、標識(様式第15号)により行うものとし、 同項の国土交通省令・総務省令に規定するその他の適切な方法は、山陽小野 田市公告式条例の規定により行う公示の方法とする。

(代執行)

- 第8条 市長は、法第14条第9項の規定による代執行(以下この条において 単に「代執行」という。)をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を 聴かなければならない。
- 2 代執行を行う場合の行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1 項の規定による戒告は、戒告書(様式第16号)により行うものとする。
- 3 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行 令書(様式第17号)により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。
- 4 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる 本人であることを示すべき執行責任者証(様式第18号)を携帯し、関係人 の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 5 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による 命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、第2項及び 第3項に規定する手続をとる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の 規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

(略式代執行)

- 第9条 市長は、法第14条第10項の規定により措置をしようとするときは、 あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。
- 2 法第14条第10項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例に規定 する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

- 第10条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (協議会の会議)
- 第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公 開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。 (委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、平成29年 月 日から施行する。